

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施延期・
見直しを求める意見書

2023年10月から消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしています。物価高騰が暮らしと営業に深刻な影響を与えている中、制度実施に向け、2021年10月からインボイス発行事業者の登録申請が開始され、不安と戸惑いが広がっています。対象となるのは、個人事業主、フリーランス、一人親方、個人タクシー運転手、小規模農家、シルバー人材センターの仕事をする高齢者など、多岐にわたります。

これまでは年間の課税売上高が1,000万円以下であれば消費税の納税は免除されていましたが、インボイス制度の登録事業者になれば売上高にかかわらず納税義務が発生することに加え、発行する請求書の様式変更など煩雑な事務負担が生じることになります。消費税免税事業者はインボイスが発行できないため、課税業者との取引から排除され、廃業を余儀なくされるなどの懸念があります。

同制度の導入は、長引くコロナ禍によって打撃を受けている町内小規模事業者などに追い打ちをかけ、地域経済の再生を阻害しかねません。

日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ様々な団体・個人から、制度の廃止や実施延期を求める悲痛な声があがっています。

よって、国においては、これらの声を真摯に受け止め、中小零細事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のため、インボイス制度の実施を延期・見直しすることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月9日

神奈川県中井町議会

衆議院議長	細田	博之	殿
参議院議長	尾辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸田	文雄	殿
財務大臣	鈴木	俊一	殿
厚生労働大臣	加藤	勝信	殿
経済産業大臣	西村	康稔	殿